

厚生労働省と都道府県等との関係

- 医療観察法における都道府県等の役割は、基本的には、対象者の地域における適切な処遇を確保するための関係機関相互の連携等が中心。
- しかしながら、上記以外にも制度の円滑な実施の観点から、厚生労働省からの求めに応じ、各種の御協力をいただきたい。

[今後協力を依頼する事項の例]

- 指定入院医療機関の整備
 - ・厚生労働省(地方厚生局)からの依頼に応じ、各都道府県にて指定入院医療機関の整備を行うことにつき検討
- 指定通院医療機関候補の推薦
 - ・厚生労働省(地方厚生局)からの依頼に応じ、各都道府県内の民間医療機関の同意の上で、指定通院医療機関となるべき医療機関候補を推薦
- 専門家(審判員、参与員)の名簿作成
 - ・厚生労働省(地方厚生局)からの依頼に応じ、各指定医・PSWの同意の上で、専門家の名簿に掲載すべき者を推薦
- 地域生活支援の確保
 - ・厚生労働省(地方厚生局)とも連携を図りつつ、制度の実施に先立ち地域処遇ガイドラインの運用に関する細則を定めるとともに、制度開始後は対象者への個別処遇を実施
- 処遇改善請求審査
 - ・厚生労働省(本省)からの依頼に応じ、処遇改善請求の申請者の診察を行う医師を推薦